

歯周病リスク検査業務委託契約書

警察共済組合茨城県支部長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
は、甲が警察共済組合茨城県支部組合員に対し実施する歯周病リスク検査について、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、歯周病リスク検査を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、別添仕様書のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、地方公務員等共済組合法施行規程第32条及び地方公務員等共済組合法施行規程運用方針第32条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の一部又は全部を免除する。

（委託料）

第5条 甲が乙に支払う委託料は別紙1「委託料内訳書（消費税及び地方消費税額を除く。）」の契約単価に歯周病リスク検査キット納品数又は歯周病リスク検査数を乗じて算出した額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額を加え、1円未満の端数が生じたときはその金額を切り捨てる。

（委託料の請求）

第6条 乙は全ての歯周病リスク検査終了後、速やかに本業務の実施結果を甲に報告し、前条に規定する委託料を甲に請求するものとする。

（委託料の支払）

第7条 甲は、乙から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めるときは、受理した日から30日以内に乙に請求額を支払うものとする。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、

あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利義務譲渡の禁止)

第9条 乙は、甲の承諾を得ないで、この契約に基づいて生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、継承させてはならない。

(損害賠償責任)

第10条 乙は、本委託業務実施中に乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に対して損害を与えた場合は、乙がその損害を賠償するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、業務の実施に当たり知り得た個人情報について、関係法令を遵守することに加え、別紙2「個人情報取扱注意事項」、茨城県が定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき適正に取り扱うものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。甲は、この場合において、生じた損害を乙に請求することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙がこの契約を履行しないとき、又は履行することが困難であると甲が認めたとき。
- (3) 乙の行為に詐欺その他不正の行為があると認めたとき。
- (4) 乙が故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (5) 乙がこの契約に定める事項に違反し、又は違反するおそれがあると甲が認めたとき。

2 甲は、第1項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知する。この契約を解除した場合、契約解除までの業務実績に応じて、乙に委託料を支払うものとする。

(反社会勢力の排除)

第13条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を遂行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会勢力でないこと。
- (3) 反社会勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
- (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(反社会勢力による不当介入があった場合の報告義務)

第14条 乙は、反社会勢力から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に報告を行わなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、この契約による業務の遂行に際し、知り得た事項を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(疑義の決定)

第16条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
警察共済組合茨城県支部長
滝澤幹滋

乙

仕 様 書

本仕様書は、警察共済組合茨城県支部長が受託者に委託する、歯周病リスク検査の内容について定める。

1 件名

歯周病リスク検査業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

組合員が検査を通して自身の歯周病リスクを知ることにより、一人一人の口腔ケアに対する意識を高め、オーラルフレイルの予防及び将来的な医療費の抑制を図る。

4 実施対象者

警察共済組合茨城県支部の組合員のうち、警察共済組合茨城県支部事務局（以下「支部事務局」という。）が指定する者（以下「対象者」という。）

5 実施予定人数

800人

6 業務内容及び実施方法

(1) 対象者情報の受渡し

支部事務局は9月初旬に受託者へ対象者情報をCSVデータで提供することとし、受託者は情報セキュリティ対策を講じた上で当該データの受理及び管理を行い、検査の実施に必要な環境を整えること。

なお、提供する対象者情報については次の項目とする。

ア 対象者氏名

イ 被保険者記号・番号

ウ 生年月日

エ 所属所コード

オ 所属所名

(2) 検査案内及び検査キットの納品

受託者は、歯周病リスク検査の実施に当たり、検査方法及び注意事項をわかりやすく記載した案内書類並びに対象者が自ら郵送により検体を提出することが可能な検査キットを

作成し、対象者の所属所毎に取りまとめ、別紙「所属所住所一覧表」に記載された所属所住所宛てにそれぞれ納品すること。

なお、検査キットの納品日については、10月末とする。

(3) 検査の実施

受託者は、提出のあった検体について、炎症（白血球活動）の度合い、歯周病の進行度、組織破壊の指標を含む3種類以上の検査を実施し、歯周病リスクについて3段階以上（異常なし、要注意、危険など）で判定すること。

なお、本業務に係る受託者側の検体の受入期限は、検査キット納品日から起算して2か月以内とする。

(4) 検査結果の送付

受託者は、検査の実施後、書面による検査結果を作成し、他の者から見えないよう封入封緘した上で、対象者の所属所へ送付すること。

(5) 実施結果の集計及び報告

受託者は、全ての検査終了後、速やかに本業務の実施結果について集計を行い、検査実施者及びリスク判定一覧を支部事務局へ、情報セキュリティ対策を講じた電子データ（エクセル形式）により提出すること。

(6) 問合せ等に対する対応

受託者は、検査の実施に際して、対象者に対し問合せ先を明示し、質問等に対して丁寧に対応すること。また、受託者は、支部事務局から検査未実施者の照会を受けた場合は、直ちに該当者の一覧を作成し回答すること。

7 留意事項

(1) 検査キットについては、誰でも容易に検体を採取できるものとするに加え、提出する際に当該キットからウイルスや細菌等が外に流出しないよう衛生面に配慮されたものとする。

(2) 検査キット及び検査結果を送付する際に、営利目的の広告等は同封しないこと。

(3) 受入期間後に届いた検体については、検査を行わず受託者によって処分すること。

(4) 検査キットの納品日、検体の受入期限等の日程については、事前に支部事務局と相談の上、決定すること。

(5) その他、実施に関する詳細は、支部事務局及び受託者で協議するものとする。

なお、この仕様書に記載の実施予定人数については、変動することがある。

委託料内訳書

項目	単位	金額 (消費税を除く。)	内容
歯周病リスク検査キット	800 個	円	<ul style="list-style-type: none"> 対象者データの管理 検査キット、案内及び検体回収用封筒の作成及び納品
歯周病リスク検査	800 人	円	<ul style="list-style-type: none"> 検体回収（送料） 検査 書面による検査結果の作成及び送付 実施結果の集計及び報告

※ 本委託料内訳には、本契約における委託業務の実施に必要な全費用が含まれているものとする。

※ 歯周病リスク検査キットに係る費用については、検体回収の有無に関わらず、当該キットが納品された時点で発生するものとする。

※ 歯周病リスク検査に係る費用は、検査を行った人数の実績に応じて発生するものとする。

※ 請求金額は、上記の契約単価に歯周病リスク検査キット納品数又は歯周病リスク検査数を乗じて算出した額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額を加え、1円未満の端数が生じたときはその金額を切り捨てる。

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に関わる業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、その使用する職員に対し、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第3条 乙は、業務処理に関し、個人情報を収集する場合は、業務目的を達成するために必要最小の範囲で、適法かつ公正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾を受けた場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止等)

第5条 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(資料等の返還等)

第6条 乙は、業務を処理するため、甲から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は提供しなければならない。ただし、他の法令等による規定がある場合又は甲が別に指示した場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 乙は、業務の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除き、甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾を得ないで複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第8条 乙は、業務を処理するに当たりその個人情報の取扱いは自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。

所 属 所 住 所 一 覧 表

別紙

	コード	所属所名	所属所住所	連絡先
1	800100	総務課	〒310-8550 茨城県水戸市笠原町 978 番 6	029-301-0110
2	810100	警務課	〃	〃
3	810200	厚生課	〃	〃
4	810300	会計課	〃	〃
5	810400	教養課	〃	〃
6	810500	監察室	〃	〃
7	810600	情報推進課	〃	〃
8	810700	留置管理課	〃	〃
9	810800	県民安心センター	〃	〃
10	810900	装備施設課	〃	〃
11	820100	刑事総務課	〃	〃
12	820200	捜査第一課	〃	〃
13	820300	捜査第二課	〃	〃
14	820400	鑑識課	〃	〃
15	820500	科学捜査研究所	〃	〃
16	820700	組織犯罪対策第一課	〃	〃
17	820800	捜査第三課	〃	〃
18	821200	機動捜査支援課	〃	〃
19	821300	組織犯罪対策第二課	〃	〃
20	830100	生活安全総務課	〃	〃
21	830200	生活環境課	〃	〃
22	830600	サイバー捜査課	〃	〃
23	830700	人身安全少年課	〃	〃
24	830800	サイバー企画課	〃	〃
25	840100	本部 1	〃	〃
26	840200	本部 2	〃	〃
27	840300	本部 3	〃	〃
28	840400	機動隊	〃	〃
29	850100	交通総務課	〃	〃
30	850200	交通指導課	〃	〃
31	850300	交通規制課	〃	〃
32	850400	運転免許センター	〃	〃
33	850500	交通機動隊	〃	〃
34	850600	高速道路交通警察隊	〃	〃
35	860100	地域課	〃	〃

	コード	所属所名	所属所住所	連絡先
36	860200	通信指令課	〒310-8550 茨城県水戸市笠原町 978 番 6	029-301-0110
37	860300	自動車警ら隊	〃	〃
38	999200	情報通信部	〃	〃
39	800200	警察学校	〒311-3122 茨城県東茨城郡茨城町上石崎 4667-4	029-293-7250
40	810101	水戸警察署	〒310-8551 茨城県水戸市三の丸 1-5-21	029-233-0110
41	810102	笠間警察署	〒309-1614 茨城県笠間市寺崎 79-1	0296-73-0110
42	810104	ひたちなか警察署	〒312-0052 茨城県ひたちなか市東石川 897-2	029-272-0110
43	810105	那珂警察署	〒311-0106 茨城県那珂市杉 384-2	029-352-0110
44	810106	大宮警察署	〒319-2144 茨城県常陸大宮市泉 445-6	0295-52-0110
45	810107	太田警察署	〒313-001 茨城県常陸太田市馬場町小野下 1223	0294-73-0110
46	810108	大子警察署	〒319-3551 茨城県久慈郡大子町池田 2721	0295-72-0110
47	810109	日立警察署	〒317-0054 茨城県日立市本宮町 4-17-1	0294-22-0110
48	810110	高萩警察署	〒318-0002 茨城県高萩市高戸 315-10	0293-24-0110
49	810111	鉾田警察署	〒311-1517 茨城県鉾田市鉾田 2336-8	0291-34-0110
50	810112	鹿嶋警察署	〒314-0031 茨城県鹿嶋市宮中 1959-1	0299-82-0110
51	810113	行方警察署	〒311-3832 茨城県行方市麻生 1723	0299-72-0110
52	810114	竜ヶ崎警察署	〒301-0822 茨城県龍ヶ崎市 2505-2	0297-62-0110
53	810115	稲敷警察署	〒300-0511 茨城県稲敷市高田 3405-1	029-893-0110
54	810116	土浦警察署	〒300-0041 茨城県土浦市立田町 1-20	029-821-0110
55	810117	石岡警察署	〒315-0037 茨城県石岡市東石岡 1-7-2	0299-28-0110
56	810120	筑西警察署	〒308-0803 茨城県筑西市直井 938	0296-24-0110
57	810121	下妻警察署	〒304-0061 茨城県下妻市丙 733-1	0296-43-0110
58	810122	桜川警察署	〒300-4423 茨城県桜川市真壁町塙世 188-1	0296-55-0110
59	810123	結城警察署	〒307-0007 茨城県結城市小田林 1317-1	0296-33-0110
60	810124	常総警察署	〒303-0033 茨城県常総市水海道高野町 554-2	0297-22-0110
61	810125	古河警察署	〒306-0012 茨城県古河市旭町 1-1-23	0280-30-0110
62	810126	境警察署	〒306-0404 茨城県猿島郡境町長井戸 51-27	0280-86-0110
63	810127	取手警察署	〒302-0017 茨城県取手市桑原 955-1	0297-77-0110
64	810128	牛久警察署	〒300-1203 茨城県牛久市下根町 491-1	029-871-0110
65	810130	神栖警察署	〒314-0127 茨城県神栖市木崎 1203-15	0299-90-0110
66	810131	つくば警察署	〒305-0816 茨城県つくば市学園の森 3-50-1	029-851-0110